

庄原市の放送回の概要

●放送回数

年間15回

●放送時間

毎週月曜日 18:55~19:00
(放送は実質3分間程度)

●放送日

- | | | |
|----------|----------|----------|
| ① 5月2日 | ② 5月9日 | ③ 5月30日 |
| ④ 6月6日 | ⑤ 7月25日 | ⑥ 8月1日 |
| ⑦ 9月5日 | ⑧ 9月12日 | ⑨ 10月17日 |
| ⑩ 10月24日 | ⑪ 12月12日 | ⑫ 12月19日 |
| ⑬ 2月13日 | ⑭ 2月20日 | ⑮ 2月27日 |
- ※日程は変更となる場合があります。

●放送局

広島テレビ

●放送エリア

広島県内

広報テレビ番組

ひろおく 便り

in
庄原市

第1回は
ON AIR
5月2日(月)

放送スタート!

行政管理課広報統計係 ☎ 0824-73-1159

庄原市・府中市・神石高原町・世羅町の2市2町による共同広報テレビ番組「ひろおく便り」が、4月4日(月)からスタートしました。

「ひろおく便り」は、毎週月曜日18時55分~19時に広島テレビで放送されます。年間を通して50回放送され、庄原市の放送はそのうち15回を予定しています。

庄原市の第1回の放送日は5月2日(月)です。

放送内容は、女性リポーターが市内の観光施設や催し、農場などを巡ったり、市民活動や暮らしにふれたり、体験したりして、まちの魅力を伝えます。イベント情報なども紹介しますのので、皆さんぜひご覧ください。

充実のメニューでお届けします

出前トーク

行政管理課広報統計係 ☎ 0824-73-1159



市の職員が地域に出向いて説明・懇談する「出前トーク」を実施しています。

市役所が行っているさまざまな業務・事業について「もっと詳しく知りたい!」といったご要望にお応えします。ぜひご利用ください。

●対象

市内に在住、通勤・通学するおおむね10人以上が参加するグループや団体

※政治、宗教または営利を目的とした集会などは除きます。

●実施時間

原則として平日の9時から21時まで2時間以内。

●会場

申し込み団体・グループで準備してください。

●その他

開催を希望する日の2週間前までに行政管理課へ申し込んでください。

申込書・メニューの一覧は、行政管理課・各支所、自治振興センターなどにあります。市ホームページからもダウンロードできます。

平成27年度人気メニューランキング

- | | |
|----------|--------------|
| 1位 | マイナンバー制度について |
| 2位 | 心とからだの健康づくり |
| 2位
タイ | 悪質商法の手口と対処法 |

昨年度の申し込みは107回。延べ2,600人あまりの方が利用されました。その中で1番利用されたメニューが「マイナンバー制度」に関すること。もともとメニューにありませんでしたが、制度が開始された昨年10月以降に申し込みが急増。申し込みを受けた回数はなんと22回に上りました。出前トークが始まって以降で最も利用されたメニューとなりました。

メニューにないものも受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

庄原市の放送回の概要

●放送回数

年間15回

●放送時間

毎週月曜日 18:55~19:00
(放送は実質3分間程度)

●放送日

- ① 5月15日 ② 5月22日 ③ 7月10日
- ④ 7月17日 ⑤ 9月4日 ⑥ 9月11日
- ⑦ 10月2日 ⑧ 10月9日 ⑨ 11月27日
- ⑩ 12月4日 ⑪ 12月25日 ⑫ 1月8日
- ⑬ 2月26日 ⑭ 3月5日 ⑮ 3月19日

※日程は変更となる場合があります。

●放送局

広島テレビ

●放送エリア

広島県内

広報テレビ番組

ひろおく 便り

in
庄原市

第1回は
ON AIR
5月15日(月)

本年度の放送スタート!

行政管理課広報統計係 ☎ 0824-73-1159

庄原市・府中市・神石高原町・世羅町の2市2町による共同広報テレビ番組「ひろおく便り」が、本年度も放送されます。

「ひろおく便り」は、毎週月曜日18時55分~19時に広島テレビで放送されます。年間を通して50回放送され、庄原市の放送はそのうち15回を予定しています。庄原市の本年度第1回の放送日は5月15日(月)です。

放送内容は、女性リポーターが市内の観光施設や催し、農場などを巡ったり、市民活動や暮らしにふれたり、体験したりして、まちの魅力を伝えます。イベント情報なども紹介しますので、皆さんぜひご覧ください。

~耕地・山地の重複地番の解消へ~

山地番 の地番変更 を行います

広島法務局不動産登記部門
☎ 082-228-5741

●本年度地番変更を行う区域

庄原地域(12区域)
本町、川手町、宮内町、永末町、大久保町、三日市町、戸郷町、上原町、七塚町、田原町、市町、掛田町

●地番変更の方法

原則として山地番にそれぞれ「5000」を加える方法によって行います。

例
変更前 115番

変更後 5115番

●地番の変更時期

6月中旬から順次地番区域ごとに変更する予定です。

●所有者には変更通知書を送付します

地番を変更後、法務局から登記簿に記載されている所有者あてに地番変更通知書を送付します。

このため、法務局が提供している登記情報提供制度(インターネットで不動産登記情報などが確認できる制度)や各種申請・届け出のオンライン申請などのサービスを利用するとき、重複地番の存在を知らないことによる誤入力や、物件入力ができないなどのトラブルが発生しています。

広島法務局では、こうしたトラブルの解消を行い、不動産に関する権利を保全し、安全・円滑に取引ができるようにするため、山地番の地番変更を行います。